

**政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止！**

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「二ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により**禁止**されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



次の行為が禁止されています

① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④ 政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為

○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

○政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

お問合わせ：石垣市選挙管理委員会 (0980-82-8544)

★八重山諸島星空ブランディング推進協議会(仮称)★

参加事業者を募集します!!

八重山諸島全域での星空ブランディングをおこなうにあたり、星空ツアー事業者、星空を観光コンテンツとして活用している観光事業者等の皆様とのネットワーク化を目指し、「八重山諸島星空ブランディング推進協議会」(仮称)設立に向けて、参加事業者を募集します。

【参加要件】八重山諸島内の星空ツアー事業者、
星空観光企画事業者等(八重山在住者のみ)

【メリット】八重山諸島星空ブランディング WEB
サイトへの掲載、星空 PR 事業への参画、
星空保護区に関するセミナー受講等予定

【応募方法】下記の QR コード読み込むか、
<https://form.run/@yaeyama-star>
上記 URL に直接アクセスして下さい。

【実施主体】石垣市、竹富町、与那国町、他

ともに八重山を「星の島」としてPRしていきたい
やる気のある事業者をお待ちしています!!



八重山諸島星空ブランディング
推進協議会(仮称)
応募フォーム QR コード



12月1日は世界エイズデー
八重山保健所

検査受付(月～金) 9:00～11:00・13:00～16:00
要予約 ☎ 0980-82-4851
梅毒、クラミジアの検査も無料で受けられます